

## 業務仕様書

### 1 件名

名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務委託

### 2 業務場所

公立大学法人名古屋市立大学教育研究部研究推進課

### 3 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 4 目的・趣旨

公立大学法人名古屋市立大学（以下「名古屋市立大学」という。）の研究成果を社会に還元するためには、国内外を問わず産業界と広いネットワークを構築する必要がある。

そこで、名古屋市立大学が保有する研究成果を評価・分析し、国内外の企業への技術移転活動を通じ、産学連携活動のより一層の強化を図るもの。

### 5 内容

名古屋市立大学が提示するライフサイエンスを中心とした発明、研究成果有体物及び研究シーズ（特許出願済案件を含む。）において、発明評価支援、共同研究先の開拓及び国内外企業へのライセンス活動等に要する下記①～③の業務

#### 【項目① 発明評価支援業務】

##### （1）発明者又は研究者（以下「発明者等」という。）へのインタビュー

受理した発明届、出願明細書及び研究シーズの内容に関し、発明者等に事前にアポイントをとり、インタビューを実施し、内容を把握する。

当該インタビューには原則名古屋市立大学の職員が同席する。

##### （2）市場情報の調査

国内・海外の市場動向、技術動向、営業対象企業名、産業界でのニーズや技術優位性などの調査をする。研究シーズが発明前段階の場合にも、将来的な研究成果の活用につながるよう、市場調査を実施、評価する。

##### （3）企業への打診

当該発明、研究成果有体物及び研究シーズの市場性・有用性判断のために、国内外の企業に対し、案件ごとに関心度にかかるヒアリングを実施する。

(4) 先行技術調査

当該発明に関する特許文献、非特許文献などの先行技術調査を実施し、特許性（新規性・進歩性等）を評価する。

(5) 評価報告書の作成と報告

発明者等インタビュー、市場情報の調査、企業への打診、先行技術調査に基づき、案件毎に評価報告書を作成する。

作成にあたっては、発明者及び職員等と打ち合わせを行い、完成した報告書を名古屋市立大学へ提出する。

**【項目② 共同研究先の開拓業務】**

名古屋市立大学より指定した発明又は研究シーズについて、共同研究の相手先候補企業に連絡を取り、共同研究に関する意向を確認する。

**【項目③ 国内外企業へのライセンス活動業務】**

(1) 技術移転活動

項目①のうち名古屋市立大学が指定した発明又は研究シーズについて、国内外の企業に対し、積極的な営業活動を行う。特に外国出願予定及び外国出願済の案件に関しては海外企業へのライセンス営業活動についても行う。

(2) ライセンシング契約支援

前記技術移転活動に基づき実施許諾などのライセンスが成立可能な状況に至った場合、企業等への技術紹介、必要に応じて発明者との面談、企業側との調整、条件交渉、契約書（英文含む）作成支援等を行う。

なお、当該契約書には研究成果有体物提供契約を含む。

また、必要に応じて契約後のフォローアップを行う。

(3) 技術広報活動及び競争的資金獲得活動との連携

名古屋市立大学の知的財産をさらに活用するため、名古屋市立大学における技術広報活動、及び国等の競争的資金獲得活動（名古屋市立大学が関与して申請するものであって、技術育成、産業化のためのものに限る）と連携しながら進める。

**6 業務の実施体制**

受注者は、特許に関する制度に精通するとともに、技術移転を専門に担当する部署を有しており、名古屋市立大学の技術移転に関連する業務を行うにあたって支障のないこと。

## 7 業務の報告及び検収

### (1) 業務報告書

四半期の業務完了後翌月末日までに別途業務報告書を作成し、提出すること。本学は四半期末ごとに報告書を受領後、年4回に分け、請負代金を支払うものとする。

### (2) 評価報告書

発明者等へのインタビュー後、名古屋市立大学の担当者と打ち合わせの上、案件毎に評価報告書（様式任意）を提出すること。なお、実施期間中に提出する報告件数は、発明、研究成果有体物又は研究シーズを合計し、15件程度を見込む。

評価報告書には以下の内容を記載すること。

ア. 発明等の概要

イ. 特許性

ウ. 技術の完成度

エ. 市場ニーズとのマッチング可能性

オ. 技術移転の可能性のある分野、企業等（海外を含む）

カ. 実用化までの時間的問題

キ. 総合評価

### (3) 活動報告書

項目②、項目③における各（1）の活動について、成果があった場合はその都度、成果がない場合も定例会にて定期的に訪問先企業等の具体的な活動について報告を行うこと。

### (4) 著作権等について

本学に提出する一切の書類、電子ファイルについて、受注者は著作者人格権を本学に対して行使せず、著作者人格権以外の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）を本学に譲渡するものとする。

## 8 本件に含まれるもの

実施期間中における項目①～③の業務に対する労務費、出張費等の経費。但し、項目③（1）において成果があった場合の成功報酬については、別途契約を締結する。この場合において、本学関係者が実質的に全ての営業等を行った場合には成功報酬の対象外とする。

## 9 その他

(1) 本事業の実施に起因するトラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。

- (2) 当仕様書で運用上不明な点については、本学担当者と協議のうえ決定すること。
- (3) 事業の内容については、上記を基本とすること。上記以外の提案を妨げるものではないが、変更する場合は理由を明記すること。その場合、本学が特に必要と認めたことについては、契約金額の範囲内で実施すること。
- (4) 契約の履行にあたっては、別紙「情報取扱注意項目」、「談合その他の不正行為に係る特約事項」を遵守すること。

以上